

(公財) 日教弘教育研究助成事業
鳥取支部 教育研究助成金 募集要項

鳥取支部教育研究助成金は、教育の向上発展に重要であり、特色ある研究や継続的な活動に対して奨励し助成を行う事業です。令和8年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

鳥取県内の学校・園、教育関係団体が、令和8年度に行う有益な研究・活動等を対象とした助成を通し、学校・園教育の向上発展に寄与します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

(3) 募集対象

県内の教育機関（学校、幼稚園、認定こども園、社会教育団体）。
募集は15件程度とする。

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 一定期間鳥取支部教育研究助成金を受けていないこととします。（一度助成を受けている場合は、研究完了年度の翌々年度以降から応募することが可能です）
- ③ 日教弘本部奨励金と鳥取支部教育研究助成金に重複申請した場合、選考対象外とします。
- ④ 原則として、令和8年度1年間（令和8年4月1日から令和9年3月31日）で完了する研究・活動等とします。

(4) 募集期間 令和8年4月1日～令和8年6月22日（申請書必着）

(5) スケジュール

令和8年4月上旬	事業一覧配布
4月上旬	校長会等へとりまとめ依頼

6月22日 申請締切
7月 1日 教育振興事業選考委員会にて選考
7月 4日 支部幹事会で決定
7月中旬 採否の結果通知
8月上旬 各学校・園にて助成金の贈呈
令和9年3月12日 成果報告提出締切

- ※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。
- ※ 助成が決定した事業については、研究・活動等の進捗を確認することがあります。

(6) 応募方法

① 申請書作成・提出

- ア 当支部ホームページ (<http://www.kousaikai-tottori.jp/>) を開き、「日教弘鳥取支部教育研究助成金申請書」をダウンロードしてください。
- イ 申請書に必要事項を記入してください。
振込先は学校口座（個人口座ではなく）としてください。
- ウ 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部事務局まで、E-mail または郵送にて提出してください。

② 附属資料の提出

- ア 参考資料を添付する場合は、上記と同様に E-mail または郵送にて提出してください。

③ 締切

令和8年6月22日とします。(申請書必着)

〈個人情報取り扱いについて〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象者の名前、所属、職名及び助成対象テーマと助成金額や活動内容等を、ホームページ、広報誌等で公表します。

3. 助成金額

1件あたり10万円以内とします。(総額150万円)
ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 応募する研究者本人の人件費及び謝金（共同者も含む）
- (2) 汎用性のある機器（例：パソコン、OAソフト<Word, Excel等>、コピー機、タブレット端末）等の購入費
- (3) 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- (4) 海外旅費（ただし、国内旅費は申請額の30%までとします）
- (5) その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

4. 選考

(1) 選考方法

- ① 鳥取支部教育振興事業選考委員会の選考後、鳥取支部幹事会の議を経て支部長が助成対象者を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請者に連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考基準

下記諸点に重点を置き選考します。

- ① 萌芽性……独創性に優れ、展開の可能性が大きいもの
- ② 計画性……計画が十分に検討されているもの
- ③ 貢献性……継続的な活動により、社会的貢献度の高いもの
- ④ 必要性……政府・企業等の補助、助成が得難い等、当支部の給付の必要性が高いもの
- ⑤ その他……当支部が価値を認め評価するもの

5. 助成対象者の義務等

- ① 申請書及び成果報告書の記載内容については、代表者（学校長等）に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェック☑を記入します。
- ② 助成対象者は当会への申請書の内容に従って助成金を使用します。
- ③ 助成金を使用する際には必ず領収書を取り、研究・活動等の終了後に経過・結果等に関する報告（成果報告書）と併せて会計報告書・領収書を提出してください。成果報告書の提出方法については、対象者に別途お知らせします。なお、提出された報告書・資料等は、当会が公表できるものとしします。
- ④ 学校や研究機関のホームページや広報誌、論文等により助成事業の成果を発表する場合には、鳥取支部教育研究助成金の交付を受けて行った研

究の成果であることを必ず記載してください。

- ⑤ 助成金で購入した物品等については、「鳥取支部教育研究助成金」の名称をラベル等で貼付してください。
- ⑥ 当支部発行の「鳥取教弘」及び「当支部ホームページ」等に助成対象者名を公表することに同意します。

6. その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。
- (3) 万一、故意の虚偽記載、同一テーマによる重複申請、あるいは研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けません。
- (4) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しません。

7. 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

〒680-0833

(住所) 鳥取県鳥取市末広温泉町608

TEL 0857-26-5334

E-MAIL : t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp

URL : <http://www.kousaikai-tottori.jp/>